

平成 22 年 5 月 25 日

清水町議会議長 田 中 勝 男 様

清水町議会産業厚生常任委員会
委員長 奥 秋 康 子

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 家畜排せつ物の処理状況と再利用について

2. 調査期日 平成 22 年 5 月 11 日

3. 調査の結果

町内における家畜排せつ物の処理状況と再利用の現状について、担当課の説明を受けた。

本町には 189 戸の畜産農家があり、1 年間に排出される家畜ふん尿の量は推計で約 58 万トンとなっている。これらについては、「家畜排せつ物法」による管理基準に基づき、流出させない、地下浸透させないよう処理や保管を行うことが定められている。

この法律の制定に伴い、町内では全ての畜産農家で平成 12 年度から畜産環境整備リース事業等を活用し、適正な管理ができるように屋根付き堆肥舎等の整備が行われてきた。

家畜ふん尿の処理・活用については、自家農地へ還元する自己完結型が一般的で、一部では畑作農家の麦稈との交換や専門業者への販売も行われている。また、平成 20 年度に十勝清水町農協が家畜排せつ物堆肥化施設を建設したことで、ペレット肥料及び完熟堆肥肥料の原料としても活用されている。

管理指導体制としては、町・農協・普及センター等で構成している「家畜ふん尿適正管理指導チーム」が年 2 回巡回して、指導を行っているほか、隔年で十勝総合振興局と同チームが合同により 5 戸程度の農家を訪問し、適正な管理のアドバイスや指導も行っている。

近年では、特に臭いに関する苦情が増えてきているが、現行の法律での規制は難しいことから、時期的なものは農家に対して近隣住民への配慮を特にお願いし、その旨を住民へ説明して理解いただいているとのことであった。

また、農村部の井戸水の状況については、環境省の事業により平成 16 年度に水道未設置地区の一部である 20 戸の地下水について、硝酸態窒素による汚染状況を調査したところ、基準値を上回る井戸水があることが判明した。その原因が、動物性のものなのか化学肥料の過剰施肥によるものなのか、または他の物質によるものなのかは不明である。その結果を受けて、町・農協・農業者団体で構成される農業環境整備推進協議会では、平成 18 年度から 2 年かけて全戸調査を実施した。基準値を上回る農家の井戸水については、現在も継続して調査を行っており、町では、浄水器設置補助制度の活用を引き続き呼びかけている。

なお、井戸水の汚染要因の特定は難しいが、近年の原油の高騰とともに化学肥料も高騰したことを契機に、農地の土壌診断による施肥設計を行い、汚染要因の一つとして考えられる過剰施肥を抑制する取り組みが進められている。

十勝清水町農協の家畜排せつ物堆肥化施設の現地調査では、バイオマスの利活用と堆肥化の技術など生産の流れについて同職員から説明を受けた。

利用しているバイオマスの種類としては、牛糞、鶏糞、食品加工残渣となっており、製造過程で使用するボイラー燃料には、農業用廃プラスチックを使用しているとのことであった。

また、同施設の設置目的は、①地域のバイオマスを利用・再生することによる循環型農業の確立、②堆肥化及び肥料化（ペレット・高成分）の活用による有機的農業の推進、③産業廃棄物の削減による環境汚染問題からの脱却が挙げられていた。

同施設の肥料製造能力は、20 キログラム袋で 10 万袋となっているが、今年度は初年度のため 3 万袋の製造を見込んでいる。